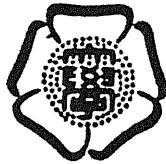


第151号



# お茶の水女子大学学報

平成5年3月1日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

◇ 関係法令	1
◇ 学内規則	2
○お茶の水女子大学国際交流委員会規程	2
○お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程	3
○お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程の一部を改正する規程	8
○お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規	9
◇ 人事	10
◇ 諸報	12
○平成4年度退官予定者に対する説明会	12
○海外渡航	13
○レクリエーション行事	13
○計報	14
◇ 日誌	14

## 関係法令

### 【法 律】

- 国会等の移転に関する法律  
(法律102号、12月24日官報)

### 【政 令】

- 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令  
(政令10号、2月3日官報)

### 【省 令】

- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令  
(文部省令1号、1月28日官報)

- 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令  
(大蔵省令1号、2月10日官報)

### 【規 則】

- 人事院規則17-0 (管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則  
(人事院規則17-0-2、12月25日官報)

- 人事院規則9-30 (特殊勤務手当) の一部を改正する人事院規則  
(人事院規則9-30-19、12月28日官報)

- 人事院規則9-58 (筑波研究学園都市移転手当) の一部を改正する人事院規則  
(人事院規則9-58-9、12月28日官報)

- 人事院規則15-12 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) の一部を改正する人事院規則  
(人事院規則15-12-4、12月28日官報)

- 研究職員等の勤務時間等の基準の特例  
(人事院規則15-13、1月14日官報)

### 【告 示】

○平成五年度において使用される小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教科書の定価を認可した件  
(文部省告示17号、2月5日官報)

### 学 内 規 則

○平成5年お茶の水女子大学規則第1号  
お茶の水女子大学国際交流委員会規程を次のように定める。  
平成5年1月27日

お茶の水女子大学長 太田次郎

#### お茶の水女子大学国際交流委員会規程

##### (趣旨)

第1条 お茶の水女子大学における国際交流に関する事項を審議するため、お茶の水女子大学国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

##### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学術の国際交流に関する事項
- 二 留学生に関する事項
- 三 その他国際交流に関し学長が諮問する事項

##### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 各学部長
- 三 大学院人間文化研究科長
- 四 各学部から選出された教官各1人
- 五 大学院人間文化研究科から選出された教官1人
- 六 学生部長
- 七 事務局長
- 八 その他留学生の教育指導に携わる者の内、学長が指名する者1人

2 前項第4号、第5号及び第8号の委員は、学長が任命する。

##### (任期)

第4条 前条第1項第4号、第5号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

##### (議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (専門委員会)

第7条 委員会に、留学生に関する専門的事項を審議するため、留学生専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 外国人留学生の受入れの連絡調整に関すること。
- 二 外国人留学生の教育に関すること。
- 三 外国人留学生の厚生指導に関すること。
- 四 本学学生の海外留学に関すること。
- 五 その他留学生に関し必要な事項

##### (専門委員会の組織)

第8条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 第3条第1項第4号、第5号及び第8号の委員

二 学生部長

(専門委員会の委員長)

第9条 専門委員会に委員長を置き、第8条第1号の委員の互選によって定める。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会又は専門委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。  
(幹事)

第11条 委員会に幹事を置き、庶務課長、学務課長をもって充てる。  
(庶務)

第12条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。ただし、専門委員会の庶務は、学務課において処理する。

#### 附 則

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

2 お茶の水女子大学外国人留学生委員会規程(昭和62年2月27日制定)は、廃止する。

3 第3条第1項第4号の規定にかかわらず、家政学部が存続する間、生活科学部から選出された委員が家政学部の委員を兼ねるものとする。

#### ○平成5年お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成5年1月27日

お茶の水女子大学長 太田次郎

#### お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部履修規程(平成4年1月29日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及びコア科目」を「、コア科目、教職に関する科目及び外国人留学生特別科目」に改め、同条第4項中「の専攻科目又は関連科目」を「で開設している科目」に改め、同条第5項中「保健体育」を「スポーツ健康」に改め、同項の次に次の二項を加える。

6 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年法律第26号)に定める教職に関する科目を置く。

7 外国人留学生に対して、外国人留学生特別科目を置く。

第3条第1項第2号中「22.5」を「30」に改め、「また、コア科目の演習については、30時間の授業をもつて1単位とする。」を削り、同条同項第3号中「ただし書きを「ただし、教育実習については、別に定める。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究又はこれに準ずる授業科目については、別に定める。

第4条第1項中「の授業科目を履修」を「を修得」に改め、同条第2項中「まで」の次に「及び別表第7」を加え、同条第3項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 学生が授業科目について聴講のみを希望する場合は、担当教官の許可を得なければならない。

別表第1中「保健体育」を「スポーツ健康」に、

数学科	40	26	8	0	30	20	124	を
-----	----	----	---	---	----	----	-----	---

数学科	44	26	8	0	30	16	124	に改める。
-----	----	----	---	---	----	----	-----	-------

備考第1項に後段として「コア科目必修単位のうち、外国語での単位は12単位までとする。」を加え、同第2項を次のように改める。

2 スポーツ健康は、スポーツ健康概論2単位及びスポーツ健康実習1単位を必修とする。

備考第3項中「演習」を「実習」に、同第4項中「18」を「16」に改める。

備考第5項表中

初等線形代数学	2		△			
物理学概論 A	2					

七

初等線形代数学	2		△			
初 等 代 数 学	2	◎				
物理學概論 A	2					

に改める。

注書中「○：関連科目」を「○：専攻科目又は関連科目」に改める。

「数学輪講 I | 2 | (I)」を「数学輪講 I | 2 | (I)」に改め、「●コア科目」

以下を削る。

別表第3中「基礎化学A | 2 |」の前に「初等代数学 | 2 |」を加え、「●コア科目」以下を削る

別表第4 中「初等線形代数学」の次に「初等代数学」を加え、「●ヨニア科目」以下を削る。

初等代数学

別表第6中「初等線形代数学」の次に「初等代数学」を加え、  
別表第6中「計算機システム序論」2 | の次に「初等代数学」2 | を加え、

「情報学概論	2	
物理学概論 A	2	
物理学概論 B	2	
基礎化学 A	2	
基礎化学 B	2	
基礎生物学 A	2	
基礎生物学 B	2	
地球科学概論 A	2	
地球科学概論 B	2	
地球科学概論 C	2	
地球科学概論 D	2	
地球科学概論 E	2	
物理学基礎実験	2	
化学基礎実験	2	
生物学基礎実験	2	
地学基礎実験	2	

「別表第7」を「別表第8」とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（別紙のとおり）

## 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学者から適用する。

別 表 第7 (第4条関係)

### ヨア科目・外国人留学生特別科目

総合科目			
総合コース		2~8	
情報			[生物学科は講義2単位以上、実習2単位必修]
情報科学	2		
情報処理	2		(数学科、情報科学科は履修できない。)
社会情報	2		
プログラミング実習	2		
外国語(必修)	8		[英語、ドイツ語、フランス語、中国語から1か国語8単位必修] [必修単位は、*印の科目で満たすこと。]
英語			
*基礎英語	4		(I)
*総合英語 I	2		(II)
*総合英語 II	2		(II)
総合英語 III	2		
英会話 I	2		
英会話 II	2		
英会話 III	2		
英会話 IV	2		
上級英語 I	4		
上級英語 II	4		
ドイツ語			
*ドイツ語初級(文法)	4		(I)
*ドイツ語初級(演習)	4		(I)
ドイツ語初級(読本)	4		
ドイツ語中級 I	4		
ドイツ語中級 II	4		
ドイツ語上級	4		
ドイツ語初級会話	4		
ドイツ語上級会話	4		
フランス語			
*フランス語初級(文法)	4		(I)
*フランス語初級(演習)	4		(I)
フランス語初級(読本)	4		
フランス語中級 I	4		
フランス語中級 II	4		
フランス語上級	4		
フランス語初級会話	4		
フランス語上級会話	4		
中国語			
*中国語初級(文法)	4		(I)
*中国語初級(演習)	4		(I)
中国語初級(読本)	4		
中国語中級 I	4		
中国語中級 II	4		
中国語上級	4		
中国語会話	4		
中国語初步	4		
ロシア語			
ロシア語初步	4		
ロシア語会話	4		



## ○平成5年お茶の水女子大学規則第／号

お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成5年2月16日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程（昭和61年2月4日制定）の一部を次のように改正する。

「会計課司計係長  
出納係長  
別表第1中 用度係長を 給与係長に、「施設課企画係長」を  
管財係長 用度係長  
出納係長 管財係長」

「施設課企画係長  
「施設課課長補佐」に、「施設課工営係長」を 工営第一係長に改める。  
設備係長 工営第一係長  
設備係長」

「会計課司計係長  
出納係長  
別表第2中 施設課企画係長を 施設課企画係長に改める。  
用度係長 給与係長  
管財係長 用度係長  
出納係長 管財係長  
附属図書館総務係長」

「会計課課長補佐  
別表第4中 施設課長を 施設課課長補佐に、  
附属図書館事務長」

「会計課司計係長  
出納係長  
別表第4中 施設課企画係長を 施設課企画係長に改める。  
用度係長 給与係長  
管財係長 用度係長  
出納係長 管財係長  
附属図書館総務係長」

## 附 則

この規程は、平成5年2月16日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、工営第一係長及び工営第二係長に係るものについては、平成2年9月1日から、施設課課長補佐及び企画係長に係るものについては、平成4年3月1日から適用する。

## ○平成5年お茶の水女子大学規則第／号

お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規を次のように定める。  
平成5年2月16日

お茶の水女子大学長 太田次郎

お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規の一部を改正する内規  
お茶の水女子大学出納官吏等の官職指定に関する内規（昭和48年7月1日制定）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。  
第2条 出納官吏とする官職及び事務の範囲を次のとおり定める。

出納官吏	出納官吏として 指定する官職	事務の範囲
収入官吏	会計課出納係長	歳入金の収納に関する事務
資金前渡官吏		現金支払をするため支出官から前渡を受けた資金の出納保管に関する事務のうち、職員に支給する給与の出納保管に関する事務
歳入歳出外 現金出納官吏	附属高等学校長	歳入歳外出現金（附属高等学校に係る日本体育・学校健康センターに関する現金を除く。）の出納保管に関する事務
	附属中学校長	歳入歳外出現金（附属中学校に係る日本体育・学校健康センターに関する現金に限る。）の出納保管に関する事務
	附属小学校長	歳入歳外出現金（附属小学校に係る日本体育・学校健康センターに関する現金に限る。）の出納保管に関する事務
	附属幼稚園長	歳入歳外出現金（附属幼稚園に係る日本体育・学校健康センターに関する現金に限る。）の出納保管に関する事務

## 附 則

この内規は、平成5年2月16日から施行する。

## 人 事

## ◎常勤職員

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	異 動 区 分	異動前の所属・官職
5. 1. 1	和 田 東 子	文部事務官(庶務課)	採 用	
"	豊 島 陽 子	助教授(東京大学)	昇 任	助手(理学部)
5. 1. 23	阿 部 藤 子	育児休業承認 期間 5. 7. 31まで	休 職	(附属小学校教諭)
"	室 井 みゆき	附属小学校教諭 任期 5. 7. 31まで	臨時的任用	

## ◎非常勤職員

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
5. 1. 1	大 平 ま り	教務補佐員(理学部)	5. 1. 1~5. 3. 31	

## ◎非常勤講師

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
5. 1. 1	加 藤 富美子	講師(文教育学部)	5. 1. 1~5. 3. 31	東京学芸大学 助教授
"	宮 内 淳 子	"	"	相模女子大学 短大部助教授
"	上 野 恵 司	"	"	共立女子大学教授
"	遠 藤 郁 子	"	"	

発令年月日	氏 名	異 動 内 容	期 間	備 考
5. 1. 1	徳 川 宗 賢	講師(人文科学研究科)	5. 1. 1~5. 3. 31	大阪大学教授
"	藤 本 喬 雄	講師(理 学 部)	"	岡山大学教授
"	河 村 哲 也	"	"	千葉大学助教授
"	豊 島 陽 子	"	"	東京大学助教授
"	斎 藤 政 樹	"	"	自治医科大学教授
5. 2. 16	山 口 誠	講師(文教育学部)	5. 2. 16~5. 3. 31	江戸川大学助教授
"	大 橋 二 郎	"	"	大東文化大学講師
"	金 子 瑞 穂	"	"	
"	永 瀬 茂	講師(理 学 部)	"	横浜国立大学教授
"	三 輪 五十二	"	"	茨城大学教授
"	加 藤 直	"	"	東京都立大学 助教授
5. 2. 20	池 川 昌 弘	"	5. 2. 20~5. 3. 31	日立製作所 主管研究員

## 諸 報

151号

### ○平成4年度退官予定者に対する説明会の開催

2月4日(木) 午後3時より、本部棟第一会議室において本年3月31日で退官される方々に、退職手当・年金等の説明会を開催致しました。

なお、「退職後の保健管理」と題して、奥野保健管理センター所長の特別講演が行われました。  
また、説明事項の内容については、下記のとおりです。

#### 記

- (1) 退職手当について
- (2) 退職共済年金の手続きについて
- (3) 基本的な税の知識について
- (4) 退職後の医療制度、医療給付、雇用保険について
- (5) 営利企業への就職について



## ○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種目
文教育学部 ・教授	石黒節子	イ　ン　ド	文化友好のためのコンサート出席	5. 1. 6 ~ 5. 1. 14	外国出張
生活科学部 ・助教授	徳井淑子	フランス共和国	フランスの生活文化動向の知見及び服飾史・生活文化史等資料収集	4. 12. 11 ~ 5. 1. 14	海外研修
学生部 ・留学生係長	大澤輝子	インドネシア共和国・マレーシア・タイ王国	日本留学フェア参加のため	5. 1. 13 ~ 5. 1. 26	外国出張
文教育学部 ・助教授	内藤俊史	アメリカ合衆国	比較文化学会年次大会にて発表のため	5. 2. 16 ~ 5. 2. 23	海外研修
文教育学部 ・助教授	中村弓子	フランス共和国	二十世紀フランス思想、文学の研究のため	5. 3. 20 ~ 6. 1. 19 (帰国予定)	外国出張

## ○レクリエーション行事

行 事 名	実 施 日 時	参 加 者 数	内 容 ・ 入 賞 者	実 施 場 所
平成4年度職員 映画鑑賞 (第2回)	平成4年 12月16日 ~ 平成5年 1月末日	125人	題名 「男はつらいよ&釣りバカ日誌5」「ペトーベン」「ポスト・ストーリー3」「ホームアローン」「永遠に美しく」・「ボイガード」「ルビ・カイロ」「グンシング・ヒーロウ」「ドキュラ」「ゴジラ vs モスラ」	都内近郊 映画館
職員卓球大会 (班主催による)	平成5年 1月25日 17時~20時	22人	優勝 庶務課チーム 準優勝 附属中学校チーム	附属中学校 体育館
平成4年度職員 囲碁・将棋・マージャン大会	平成5年 2月17日~ 2月19日	25人	囲碁の部 優勝 伊藤 敬(理学部) 準優勝 田沼行文(会計課) 第3位 近本政明(文教育学部) 将棋の部 優勝 西村光範(会計課) 準優勝 山田 肇(文教育学部) 第3位 岡田健一(入学主幹室) マージャンの部 優勝 五十嵐脩(生活環境セ) 準優勝 丸山彰英(会計課) 第3位 薄葉 章(理学部)	本部棟 第2研修室 娯楽室

## 計 報

菊池フジノ元附属幼稚園教頭

菊池フジノ氏には病気のため平成4年11月25日逝去されました。享年90才。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により従六位に叙され、勲五等瑞宝章が授与されました。

稻垣長典名誉教授

稻垣長典氏には病気のため平成5年1月23日逝去されました。享年80才。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、生前の功績により従三位に叙されました。

## 日 誌

## ◇諸会議

- 12月22日（火）附属学校長候補者選考委員会
- 25日（金）大学入試センター試験東京地区入試担当課長会議幹事会（於、慶應大学）
- 1月8日（金）事務連絡会議・教育実習専門委員会
- 11日（月）一般教育・教務合同委員会、一般教育委員会
- 13日（火）将来構想検討委員会  
厚生補導担当教職員研究会
- 18日（月）附属学校長候補者選考委員会
- 19日（火）部局長会議  
実験設備委員会  
生活環境研究センター運営委員会
- 20日（水）3学部教授会  
大学入試センター試験東京A地区入試担当課長会議
- 21日（木）廃水管理委員会
- 22日（金）留学生委員会
- 26日（火）部局長会議、予算委員会
- 27日（水）評議会、研究科会議
- 2月1日（月）入学試験委員会
- 2日（火）附属学校長候補者選考委員会  
共用体育施設運営委員会
- 5日（金）事務連絡会議  
研究科会議  
学芸員課程委員会  
R.I実験室運営委員会
- 9日（火）部局長会議  
将来構想検討委員会
- 10日（水）実験設備委員会  
3学部教授会
- 12日（金）臨海実験所運営委員会
- 16日（火）附属学校委員会  
平成4年度国立大学生部長会議
- 17日（水）研究科会議  
附属図書館運営委員会
- 19日（金）一般教育・教務合同委員会

## ◇行事等

- 12月21日（月）私費外国人留学生  
(学部留学生)願書受付（～22日）

- 12月22日（火）文京区内学長懇談会  
大学入試センター試験監督者説明会
- 24日（木）推薦入学・帰国子女入学手続（～25日）、冬季休業始
- 25日（金）大学入試センター点字試験監督者説明会
- 28日（月）ご用納め
- 1月4日（月）ご用始め  
賀詞交換会
- 6日（水）私費外国人留学生（修士課程）  
願書受付（～11日）
- 7日（木）冬期休業終
- 8日（金）人文科学研究科・家政学研究科願書受付（～14日）
- 11日（月）大学院理学研究科願書受付（～14日）  
大学院家政学研究科願書受付  
(～14日)  
附属中学校願書受付（～12日）
- 14日（木）附属中学校第1次入学検定（抽選）
- 16日（土）大学入試センター試験
- 17日（日）大学入試センター試験
- 18日（月）人間文化研究科願書受付（～25日）
- 19日（火）附属高等学校願書受付（～20日）
- 20日（水）進路指導説明会
- 25日（月）学部第2次試験願書受付  
(～2月2日)
- 27日（水）コア科目履修説明会
- 28日（木）人事関係事務処理情況調査  
當緒要求関係学内ヒアリング
- 29日（金）組織廢止転換・再編成等に係る検討  
情況についての説明（於、文部省）  
施設整備事務連絡会（於、東京外国语大学）
- 2月1日（月）大学院人間文化研究科入試  
私費外国人留学生（研究生）  
願書受付（～12日）
- 2日（火）大学院人文科学研究科・理学研究科  
・家政学研究科入試
- 3日（水）大学院人文科学研究科入試（～4日）  
附属中学校第2次検定
- 4日（木）退官予定者に対する説明会

2月5日（金）大学入試センター試験に関する事務  
打合せ会  
8日（月）大学院人間文化研究科第1次試験合  
格発表  
9日（火）桜陰会奨学金授与式  
(於、桜陰会館)

10日（水）エイズ講演会  
12日（金）大学院人文科学研究科・理学研究科  
・家政学研究科合格発表  
16日（火）附属高等学校合格発表  
17日（水）一般設備関係学内ヒアリング